



平生町お知らせ版

令和5年（2023年）1月13日

「障害者控除対象者認定書」の交付について

健康保険課 介護保険班

障害者手帳を持っていない方でも要件を満たしている場合は、町が発行する「障害者控除対象者認定書」を税の申告時に提出することで障害者控除が適用されます。

対象となる方は、申請者の本人確認書類をご持参の上、申請してください。

◆対象者要件（全ての要件を満たす方）

- 令和4年12月31日時点で、要介護または要支援認定を受けている65歳以上の方
 - 要介護・要支援認定情報（寝たきり度や認知症自立度）が町の判定基準に該当する方
- ※申請される場合には、事前にお問い合わせください。（要件該当の有無を確認します）

◆申請先および問合せ先

町役場健康保険課 介護保険班（TEL：56-7115）

「おむつ使用確認書」の交付について

健康保険課 介護保険班

税の申告において、傷病により寝たきりで医師の治療を受けている人のおむつ購入費用は医療費控除の対象となります。この医療費控除を初めて適用する場合には、治療を受けている医療機関が発行する「おむつ使用証明書」が申告時に必要になりますが、2年目以降に同様の控除を適用する場合は、町が発行する「おむつ使用確認書」で代用できます。

対象となる方は、申請者の本人確認書類をご持参の上、申請してください。

◆対象者要件（全ての要件を満たす方）

- おむつ購入費用に係る医療費控除を受けるのが2年目以降であること
- 介護保険の要介護認定を受けていること
- おむつの使用確認書を申請する年の要介護・要支援認定情報（寝たきり度や尿失禁の程度）が町の判定基準に該当する方

※申請される場合には、事前にお問い合わせください。（要件該当の有無を確認します）

◆申請先および問合せ先

町役場健康保険課 介護保険班（TEL：56-7115）

肥料高騰対策支援金の申請はお済みですか？

産業課 農林水産班

町では肥料価格の高騰により影響を受けている町内の農地を耕作する農業者を対象に、経営の安定と継続を目的として、経費の一部を支援しています。

この度の支援金は、農協実施事業（申請期間：令和4年8月から10月末まで）（※）の申込の有無に関わらず申請可能です。

また、農協実施事業を申請した人も改めて申請が必要です。申請期限は1月31日（火）までとなっておりますので、早めに手続きをお願いします。

※農協実施事業とは山口県農業協同組合中央会が実施する令和4年度肥料高騰対策緊急支援事業を指します。

◆支援内容

(1) 対象者：次の条件をいずれも満たす人

- ・令和4年度に平生町内の農地で販売作物の生産を行う農業者であって、10a（施設花きは2a）以上の作付面積を有する人
- ・町税の滞納がない人

(2) 対象作物：令和4年度に販売を目的に作付けし、購入した肥料を使用する作物

(3) 支援金額：【水稻、大豆、麦等の土地利用型作物】

1,000円/10a（10a以上を対象とし、10a単位で切り捨て算出）

【野菜、果樹等の園芸作物・工芸作物】

2,000円/10a（10a以上を対象とし、10a単位で切り捨て算出）

【施設花き】

500円/a（2a以上を対象とし、1a単位で切り捨て算出）

※助成対象は1作のみの面積が対象となります。

◆申請に必要な書類

【農協実施事業を申請した人】

- ・申請書（町役場産業課に備え付けています）
- ・農協実施事業の助成金交付決定（支払）通知書の写し（届いている場合）

【農協実施事業が未申請の人】

- ・申請書（町役場産業課に備え付けています）
- ・作付け面積が確認できるもの（水稻細目書、耕作証明書等）
- ・振込先が確認できるもの（通帳の写し等）

◆申請期限

1月31日（火）

◆申請書類提出先および問合せ先

町役場産業課 農林水産班（TEL：56-7117）

次回発行日は1月27日（金）です